

盛岡広域振興局長告示第31号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月10日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200240	TERASU	紫波郡紫波町彦部字暮坪176 番地1	L o v i n g E A R T H合 同会社	令和8年4月1日
0352200257	アバンツアーレスポーツ 岩手紫波	紫波郡紫波町高水寺字古屋敷 180番地19	株式会社ゼンシン	〃

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200240	TERASU	紫波郡紫波町彦部字暮坪176 番地1	L o v i n g E A R T H合 同会社	令和8年4月1日
0352200257	アバンツアーレスポーツ 岩手紫波	紫波郡紫波町高水寺字古屋敷 180番地19	株式会社ゼンシン	〃

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352200240	TERASU	紫波郡紫波町彦部字暮坪176 番地1	L o v i n g E A R T H合 同会社	令和8年4月1日